

### 第三次動物愛護管理推進計画骨子案

大分類	中分類	小分類	基本指針素案に基づく対策	参考	具体的な取り組み内容(第二次動物愛護管理推進計画)	委員から頂いた意見	第二次推進計画の目標項目	第三次推進計画の目標項目(事務局案)		
		(1)普及啓発・多様な主体との相互理解の推進	<p>動物の愛護及び管理を推進するためには、広く国民が適正飼養等について正しい知識と理解を持つことが重要であり、動物愛護推進員や関係団体と連携し、一層の普及啓発を推進する。</p>	<p>前回の基本指針とほぼ同じ</p>	<p>ア めざす方向 さまざまな主体による動物愛護管理に関する普及啓発活動が活発に行われています。</p> <p>イ 現状と課題 動物愛護管理を推進するためには、動物を愛護する心を育成するとともに、広く県民が動物に関する正しい知識を持ち、動物を適正に管理することが必要です。これまで、特に将来を担う子どもたちを対象に動物愛護に関する絵・ポスターの募集や動物愛護教室等の開催を通して動物愛護管理の普及啓発を行ってきましたが、より多くの県民の皆さんの理解が深まるよう、今後、獣医師会等の関係団体、動物愛護推進員及び関係機関と連携し、より効果的な普及啓発等について取り組んでいく必要があります。</p> <p>ウ 平成30年度末での行動目標</p>	<p>・動物愛護ポスターについては年間10000人程度の参加者がある。1万人の方に啓発ができることとなるが、啓発においてこのような人数が啓発できることはない。三重県独自の取組として残すべき</p>	<p>動物愛護教室等の受講者数</p>	<p>○10年後の目指す姿 ・主目標 さまざまな主体との連携による普及啓発により、引き取り数減少の取組により殺処分がなくなっています。 従目標 さまざまな主体との連携による普及啓発活動が活発に行われることにより動物愛護について理解が醸成されています。</p> <p>○5年後の目指す姿 ・主目標 殺処分ゼロ ・従目標 動物愛護教室等への参加者数 動物愛護ポスターへの参加校(率)</p>		
	<p>動物を見せることや動物と触れ合うことを目的とした、動物の展示利用(学校での飼育を含む)については、多種多様な利用形態ごとに意義を整理するとともに、その効果・効果と動物の健康及び安全の確保等への配慮の双方の観点から、展示利用における動物の取扱いに関する基本的な考え方を整理・検討する。 学校飼育動物についても同様</p>		<p>前回の基本指針では、「ストレスを減らす配慮が必要である。</p>	<p>エ 県の取組 動物愛護管理に関する情報の提供 各種広報媒体を活用した、より効果的な普及啓発方法について検討し、動物愛護管理に関する情報提供を行います。特に、犬・猫の引取り数・殺処分数の減少のために重要な終生飼養や適切な繁殖制限等について、積極的に広報します。</p> <p>動物愛護教室等の実施 ・獣医師会等の関係団体、動物愛護推進員及び関係機関と連携するとともに、動物愛護管理に関する学習プログラムについて検討し、動物愛護教室等の取組をより一層充実します。 ・動物の命について学ぶ機会とするため、と畜場で家畜が食肉となる工程などの見学会を開催します。</p> <p>動物愛護週間行事の充実 ・引き続き、小中学校を対象とした動物愛護に関する絵・ポスター募集を行い、絵やポスターを描くことや県内各所に展示された作品を見るを通して、動物愛護の意識を高めます。また、小中学校へのアンケート調査等により、より効果的な普及啓発方法について検討し、取り組めます。 ・関係団体や動物愛護推進員と連携し、さまざまな主体との共催による動物愛護週間行事のあり方について検討し、取組を充実します。</p>	<p>・動物愛護ポスターについては年間10000人程度の参加者がある。1万人の方に啓発ができることとなるが、啓発においてこのような人数が啓発できることはない。三重県独自の取組として残すべき</p>				<p>動物愛護教室等の受講者数</p>	<p>○10年後の目指す姿 ・主目標 さまざまな主体との連携による普及啓発により、引き取り数減少の取組により殺処分がなくなっています。 従目標 さまざまな主体との連携による普及啓発活動が活発に行われることにより動物愛護について理解が醸成されています。</p> <p>○5年後の目指す姿 ・主目標 殺処分ゼロ ・従目標 動物愛護教室等への参加者数 動物愛護ポスターへの参加校(率)</p>
	<p>社会規範としての動物の愛護及び管理に関する考え方や動物の取扱いに関する行為規範について、その整理と意識醸成に向けた取組が必要であり、幅広い関係主体の参画による議論を活性化しつつ、中長期的に検討していく。</p>		<p>追加</p>	<p>オ 他の取組主体の役割 県民 家族で動物の命や動物との接し方について話し合い、動物にふれあう機会を持つなどして、動物を愛護する心の育成に努めます。</p> <p>動物愛護推進員、関係団体、関係機関、四日市市、市町 県と連携し、動物愛護管理に関する普及啓発、動物愛護週間行事等を実施します。</p>						
	<p>適正飼養を推進するためには、飼い主に対する教育が重要であることから、地方公共団体からの譲渡や動物取扱業者からの販売・譲渡時において、遵守すべき飼養・保管の基準等により、原則として繁殖制限しなければならないことに係る説明が行われるようにする。 マイクロチップの装着等による所有者明示措置の推進、遺棄の防止等により、地方公共団体における犬及び猫の引き取りについて、更なる減少を図ること。</p>	<p>前回の基本指針では「みだりな繁殖」</p>	<p>ア めざす方向 動物の適正飼養、終生飼養に関する知識が深まるとともに、意識が向上し、動物の引取り数が減少しています。</p>	<p>・動物愛護ポスターについては年間10000人程度の参加者がある。1万人の方に啓発ができることとなるが、啓発においてこのような人数が啓発できることはない。三重県独自の取組として残すべき</p>		<p>動物愛護教室等の受講者数</p>	<p>○10年後の目指す姿 ・主目標 さまざまな主体との連携による普及啓発により、引き取り数減少の取組により殺処分がなくなっています。 従目標 さまざまな主体との連携による普及啓発活動が活発に行われることにより動物愛護について理解が醸成されています。</p> <p>○5年後の目指す姿 ・主目標 殺処分ゼロ ・従目標 動物愛護教室等への参加者数 動物愛護ポスターへの参加校(率)</p>			

1殺処分ゼロに向けた取り組み

(2)適正飼養の推進による動物の健康及び安全の確保並びに返還・譲渡の推進

<p>終生飼養の努力義務は、飼い主が最後まで責任をもって飼育することを求めるものだが、やむを得ない理由により適切な飼養管理ができない場合には、動物の健康・安全の保持の観点から行う譲渡や引取等が否定されるものではなく、こうした終生飼養の趣旨の適正な理解が進むよう、普及啓発に努める。</p>	<p>終生飼養の考え方の変更に伴う、新たな表現</p>
<p>不適正飼養等に起因して、周辺の生活環境が損なわれている場合や、動物が衰弱する等、虐待のおそれがあると認められる場合には、報告徴収・立入検査が可能となったことを踏まえ、地方公共団体の指導、監督の強化等に向けた環境を整備する。</p>	<p>追加</p>
<p>所有者不明の犬又は猫について、自治体が引取りを拒否できる場合が規定されたことを踏まえ、引取り数については減少傾向を維持することを目標とし(平成16年度比75%減となる引取り数概ね10万頭の目標については、平成29年度に10.1万頭と概ね達成した。)、殺処分の3区分の考え方に属する個体の削減努力が適切に反映されるように、新たに殺処分数の削減目標として、概ね2頭(平成30年度比50%減)を目標とする。</p>	<p>数値目標の変更・新たな考え方</p>
<p>野犬が多い地域等では引取り数・殺処分数又は数を減少させるため、集中的に捕獲を実施し、再生産を抑制することが必要な場合があり、短期的にこれらの数値が増加してもやむを得ない面があるなど、中長期的な視点に立ち、地域の実情に応じた殺処分と譲渡の考え方を整理するとともに、必要な普及啓発等の取組を推進する。</p>	<p>追加</p>
<p>殺処分の3区分の考え方にに基づき、透明性を持って戦略的に殺処分数を減らしていくため、今後、下記の分類において、特にに属する個体の返還及び適正な譲渡促進を積極的に進めていく。 譲渡することが適切ではない(治癒の見込みがない病気や攻撃性がある等)以外の処分(愛がん動物、伴侶動物として家庭で飼養できる動物)引取り後の死亡 なお、については飼い主責任の徹底や無責任な餌やりの防止により引取り数を減少させ、結果的に該当する動物の数を減らしていく。</p>	<p>の解説</p>
<p>譲渡の促進にあたっては団体譲渡が効果的であることを踏まえつつ、適正な団体譲渡の推進に向けた現状・課題を整理し、対応について検討する。</p>	<p>追加</p>
<p>改正法において、動物愛護管理センターとしての機能・業務が明確化されたことを踏まえ、災害対応や多様な関係者の参画・協働にも役立つ地域拠点としての役割も考慮して、引き続き、返還・譲渡の促進に向けた施設整備を推進する。</p>	<p>追加</p>

<p>イ 現状と課題 適正飼養を推進するためには、飼い主に対する意識付けが重要であり、行政や関係団体などにより、そのための様々な取組が行われていますが、依然として、動物を購入する際の心構えが不十分なことに起因する飼養放棄、虐待、遺棄等の問題が一部において発生していることを踏まえ、動物愛護管理法改正により、飼い主の責務として終生飼養や適切な繁殖に係る努力義務が明文化されました。 これまでの適正飼養、終生飼養等に関する普及啓発や飼い主への指導の結果、犬・猫の引取り数は減少しましたが、まだ多くの犬・猫の引取り依頼があることから、法改正の趣旨を踏まえ、将来的に犬・猫の引取り数がゼロになることをめざし、更なる取組が必要です。</p>
<p>ウ 平成30年度末での行動目標 目標項目 引き取り数 目標値の考え方 将来的に引取り数がゼロになることをめざし、5年間で現状値の半減をめざします。</p>
<p>エ 県の取組 適正飼養、終生飼養の推進 ・各種広報媒体を活用するとともに、動物愛護教室などさまざまな機会を捉えて、動物の終生飼養、繁殖制限、逸走防止等の適正飼養の啓発を行います。 ・県民に対して幅広く啓発を行うとともに、犬・猫の引取りを求める者に対しては、動物愛護管理法の規定について説明し、理解を求めます。 返還率向上の取組 保健所に収容された動物について、インターネットを活用した公示の方法や抑留期間の延長について、更に検討を行います。 犬・猫の譲渡の取組 ・新たに犬や猫の飼養を希望する者に対しては、適正飼養の遵守を求めるとともに、譲渡後も必要に応じ、しつけに関する基本的な助言・指導を行います。 ・犬・猫の譲渡については、健康状態や人への攻撃性がないなどの適性を判断したうえで、行います。 ・適宜、現行の譲渡方法を見直し、犬・猫を適正に飼養することができる飼い主に譲渡します。</p>
<p>収容動物の適正管理 ・収容施設の整備や保健所に収容された犬・猫の適正な管理を行います。 ・返還又は譲渡に努めたものの、やむを得ず殺処分しなければならない場合についても、できる限り動物に苦痛を与えない方法を用いて行います。</p>
<p>虐待・遺棄の防止 動物愛護推進員、関係団体、四日市市及び市町と連携し、愛護動物の虐待・遺棄に係る罰則等について県民に周知するとともに、警察との連携により、虐待・遺棄の防止を図ります。</p>
<p>オ 他の取組主体の役割 県民 動物を飼養する意義やその費用、法令等に関する十分な知識を得るとともに、意識を高めたうえで動物を飼い、終生飼養、繁殖制限、逸走防止、遺棄・虐待防止等の適正飼養に努めます。 動物愛護推進員 県に協力し、動物の終生飼養、繁殖制限、逸走防止、遺棄・虐待防止等の適正飼養の啓発を行います。</p>
<p>関係団体 県と連携し、動物の終生飼養、繁殖制限、逸走防止、遺棄・虐待防止等の適正飼養の啓発を行います。</p>
<p>関係機関 動物を飼養する学校などの教育機関は、終生飼養、繁殖制限、逸走防止、遺棄・虐待防止等の適正飼養に努めます。 四日市市、市町 県と連携し、動物の終生飼養、繁殖制限、逸走防止、遺棄・虐待防止等の適正飼養の啓発を行います。</p>

・第二次動物愛護管理推進計画は殺処分数がクローズアップされているが、動愛法は理念法であることから、三重県の独自性を出す場合、人と動物が共生できる取組を主たる目的にすべきではないか。

犬・猫の殺処分数

- 10年後の目指す姿
  - ・主目標
  - さまざまな主体との連携による普及啓発により、引き取り数減少の取組により殺処分数がなくなっています。
  - ・従目標
  - 適切な譲渡、引き取り等の取組により殺処分数がなくなっています。
- 5年後の目指す姿
  - ・主目標
  - 殺処分ゼロ
  - ・従目標
  - 引き取り数
  - 返還率
  - 譲渡率
  - 動物虐待に関する通報数

		<p>愛護動物の殺傷、虐待等に係る罰則の強化、獣医師による虐待の通報の義務化を踏まえ、遺棄及び虐待の防止に向けた取組の強化、警察の連携の一層の推進に向け、通報への対応等について明確化する。</p>	追加				
	(3)所有明示(個体識別)措置の推進	<p>販売される犬又は猫へのマイクロチップ装着、所有者情報の登録等が義務化された改正法の趣旨を踏まえ、遺棄の防止や返還の促進を図る効果的な制度運用に向け、必要な検討を行う。</p>	法改正に伴い、具体的になる。	<p>ア めざす方向 家庭動物等に所有者明示を行う飼い主が増加しています。</p> <p>イ 現状と課題 家庭動物等への迷子札の装着やマイクロチップの埋込み、飼い犬への鑑札・注射済票の装着などによる所有者の明示は、盗難や迷子動物の発生を防止するとともに、災害時における逸走動物の所有者の発見に役立ちます。しかし、所有者明示率はまだ低い状況であることから、所有者明示の意義及び役割について県民の理解を深め、所有者明示の更なる向上を図る必要があります。</p> <p>ウ 平成30年度末での行動目標</p> <p>目標項目 所有者明示率 犬19.9% 犬40% 目標値の考え方 10年後の国の目標値(72%)を踏まえ、5年間で現状値の倍増をめざします。</p> <p>エ 県の取組 家庭動物等の所有者明示の実施について、各種広報媒体の活用や動物愛護教室などさまざまな機会を捉えて働きかけます。</p> <p>オ 他の取組主体の役割 県民 家庭動物等の飼い主は、飼育している動物に所有者明示を行うよう努めます。</p> <p>動物愛護推進員 県に協力し、所有者明示についての啓発を行います。</p> <p>関係団体 ・県と連携し、所有者明示についての啓発を行います。 ・獣医師会は、県と連携し、特にマイクロチップの埋込み及び飼い犬の鑑札や注射済票による所有者明示を推進します。</p> <p>四日市市、市町 県と連携し、所有者明示についての啓発を行います。特に、集合注射時や窓口での鑑札、注射済票の交付時などの機会を捉えて働きかけます。</p>		所有者明示率	<p>○10年後の目指す姿 ・主目標 さまざまな主体との連携による普及啓発により、引き取り数減少の取組により殺処分がなくなっています。 ・従目標 販売される犬又は猫へのマイクロチップ装着等が義務化されたことから、所有者明示がすすみ、マイクロチップ等の所有者明示が普及しています。</p> <p>○5年後の目指す姿 ・主目標 殺処分ゼロ ・従目標 所有者明示実施率</p>
		<p>特定動物の愛玩目的での飼養又は保管が禁止されるとともに、特定動物が交雑して生じた動物が規制対象に追加されたことについて、周知・遵守を推進すること。</p>	追加				
		<p>住宅密集地等において地域住民の十分な理解の下に飼い主のいない猫への不妊去勢の徹底と給餌・排泄物の管理などを実施するような地域猫活動の在り方に関し検討を加え、適切な情報発信を行う。</p>	追加	<p>ア めざす方向 家庭動物等の飼い主の適正飼養の意識が高まり、動物による危害発生や迷惑問題が減少しています。</p> <p>イ 現状と課題 飼い犬・飼い猫等の鳴き声、放し飼いなどの不適正飼養や飼い主のいない猫による迷惑行為に関する苦情・相談が保健所に多く寄せられています。これらの動物による危害や迷惑問題は、近隣住民の間で感情的対立となることもあるため、地域住民の合意形成を踏まえたルールづくりやその支援が必要です。また、特定動物の無許可飼養事例や特定動物による人への危害事故が発生していることから、特定動物の飼い主のより厳格な法令遵守が求められます。さらに、人と動物に共通する感染症の予防も重要であり、その中でも狂犬病については、狂犬病予防法で義務付けられている予防注射接種率が低下傾向にあることから、接種率の向上に向けた更なる取組が必要です。</p> <p>ウ 平成30年度末での行動目標</p> <p>目標項目 動物による危害や迷惑問題に関する問い合わせ件数 目標値の考え方 10年後の動物による危害や迷惑問題に関する問い合わせ件数半減をめざ</p>			

	(1)周辺の生活環境の保全と動物による危害や迷惑問題の防止	生活環境被害の防止や犬又は猫の適正飼養の観点から、飼い主のいない子犬・子猫の再生産を防止するためには、所有者や占有者のいない犬又は猫に対する無責任な餌やり行為が望ましくないことについて普及啓発を強化する。	追加	<p>し、5年間で現状値の25%減をめざします。</p> <p>エ 県の取組          家庭動物等(特定動物を除く)による人への危害と迷惑の防止          ・ けい留されていない犬を適正に保護、収容します。          ・ 家庭動物等の飼養に関する苦情や相談への対応を的確に行い、その事案が再発することのないよう飼い主に対して指導するとともに、悪質な場合は厳正に対処します。          ・ 飼い主のいない猫を地域で管理する方法に関する助言などの支援を行うとともに、飼い主のいない猫を生み出さないための取組を検討します。          特定動物による人への危害防止          特定動物の飼い主に対して、特定飼養施設の適正な管理を行い、人への危害の発生を防止するよう指導します。</p>
		特定動物の愛玩目的での飼養又は保管が禁止されるとともに、特定動物が交雑して生じた動物が規制対象に追加されたことについて、周知・遵守を推進する。	追加	<p>狂犬病予防をはじめとする人と動物の共通感染症対策          ・ 関係団体及び市町と連携し、各種広報媒体を活用して県民に狂犬病予防に関する情報提供を行うことにより、狂犬病予防注射の接種率向上を図ります。          ・ 鳥類展示施設でのオウム病発生や、乳牛とのふれあい施設での腸管出血性大腸菌O-157感染事例等を踏まえ、動物取扱業者だけでなく、県民に対しても人と動物の共通感染症*の予防について啓発します。          ・ 人と動物の共通感染症に関するモニタリング・調査研究を実施します。</p> <p>オ 他の取組主体の役割          県民          ・ 家庭動物等(特定動物を含む)の飼養にあたっては、飼い犬の登録及び狂犬病予防注射の接種など関係法令等を遵守し、人に危害を加えたり、迷惑をかけたりすることのないよう、適正に管理するよう努めます。          ・ 飼い主のいない猫を管理する場合は、地域住民の十分な理解の下に、繁殖制限、給餌・給水、排せつ物の処理などを適正に行い、周辺の生活環境に配慮した管理に努めます。</p>
		多頭飼育問題など飼い主による不適正飼養による迷惑問題への対応にあたり、関係する地方公共団体の福祉部局等との連携強化による周辺の生活環境の保全等に係る措置の在り方について検討し、ガイドラインを作成する。	追加	<p>動物愛護推進員          県民からの家庭動物等の飼い方や迷惑防止に関する相談に対応します。</p> <p>動物取扱業者          動物の取扱いにあたっては、関係法令を遵守し、人に危害を加えたり、迷惑をかけたりすることのないよう、適正に管理します。特に、特定動物については、特定飼養施設の適正な管理を行い、人への危害の発生を防止します。</p>
		特定動物を販売する動物取扱事業者に対し、販売先の飼養保管許可の有無について確認するだけでなく、飼養保管方法等に関する適切な説明を実施するよう指導すること。	素案になって初めて追加	<p>関係団体          ・ 県に協力し、飼い主のいない猫の対策など、地域で発生した問題の解決に向けた助言などの支援に努めます。          ・ 獣医師会は、県と連携し、狂犬病に関する情報提供や啓発活動を行うことにより、狂犬病予防注射の接種率向上を図ります。</p> <p>四日市市、市町          ・ 県と連携し、各種広報媒体を活用して住民に狂犬病予防に関する情報提供を行うとともに、狂犬病予防の集合注射や窓口での鑑札、注射済票の交付時などの機会を捉えて普及啓発活動を行うことにより、狂犬病予防注射の接種率向上を図ります。          ・ 県と連携し、飼い主のいない猫の対策など、地域で発生した問題の解決に向けた助言などの支援を行います。</p>
2災害時などの危機管理対応の取組		販売される犬又は猫へのマイクロチップ装着、所有者情報の登録等が義務化された改正法の趣旨を踏まえ、遺棄の防止や返還の促進を図る効果的な制度運用に向け、必要な検討を行う。	法改正に伴い、具体的になる。	<p>ア めざす方向          家庭動物等に所有者明示を行う飼い主が増加しています。</p> <p>イ 現状と課題          家庭動物等への迷子札の装着やマイクロチップの埋込み、飼い犬への鑑札・注射済票の装着などによる所有者の明示は、盗難や迷子動物の発生を防止するとともに、災害時における逸走動物の所有者の発見に役立ちます。しかし、所有者明示率はまだ低い状況であることから、所有者明示の意義及び役割について県民の理解を深め、所有者明示の更なる向上を図る必要があります。</p> <p>ウ 平成30年度末での行動目標          目標項目 所有者明示率 犬19.9% 犬40%          目標値の考え方 10年後の国の目標値(72%)を踏まえ、5年間で現状値の倍増をめざします。</p> <p>エ 県の取組</p>

動物による危害や迷惑問題に関する問い合わせ件数	<p>○10年後の目指す姿          ・主目標          特定動物を含む動物が適正に飼養されることにより周辺環境の保全と動物による危害や迷惑問題が防止されているとともに、災害時の備えが十分にできています。          ・従目標          特定動物の適切な飼養や多頭飼育問題等への適切な対応により周辺環境の保全と動物による危害や迷惑問題が防止されています。</p> <p>○5年後の目指す姿          ・主目標          防災時の備えをしている人の率          ・従目標          動物に関する相談数          飼い主のいない猫への不妊去勢にかかる適切な情報提供</p>
	<p>○10年後の目指す姿          ・主目標          特定動物を含む動物が適正に飼養されることにより周辺環境の保全と動物による危害や迷惑問題が防止されているとともに、災害時の備えが十分にできています。          ・従目標          販売される犬又は猫へのマイクロ</p>

	(2)所有者明示 (個体識別)措置の推進・再掲	<p>義務化対象外の犬又は猫の所有者に対し、引き続き、マイクロチップを始めとする所有者明示の必要性に関して啓発を推進しつつ、マイクロチップ装着等の義務対象範囲について検討する。</p>	追加 <p>エ 市の取組 家庭動物等の所有者明示の実施について、各種広報媒体の活用や動物愛護教室などさまざまな機会を捉えて働きかけます。</p> <p>オ 他の取組主体の役割 県民 家庭動物等の飼い主は、飼育している動物に所有者明示を行うよう努めます。</p> <p>動物愛護推進員 県に協力し、所有者明示についての啓発を行います。</p> <p>関係団体 ・ 県と連携し、所有者明示についての啓発を行います。 ・ 獣医師会等は、県と連携し、特にマイクロチップの埋込み及び飼い犬の鑑札や注射済票による所有者明示を推進します。</p> <p>四日市市、市町 県と連携し、所有者明示についての啓発を行います。特に、集合注射時や窓口での鑑札、注射済票の交付時などの機会を捉えて働きかけます。</p>		所有者明示率	<p>チップ装着等が義務化されたことから、所有者明示がすすみ、マイクロチップ等の所有者明示が普及しています。</p> <p>○5年後の目指す姿 ・主目標 防災時の備えをしている人の率 ・従目標 所有者明示実施率</p>
人と動物が安全・快適に共生できる社会の実現	(3)災害対策	<p>最近の災害発生時においても、飼い主責任による同行避難の考え方がある程度普及したものの、大規模災害時におけるペットの適正な飼養管理の在り方、ペットとの同行避難や避難所、応急仮設住宅での受入れ等が依然として社会的な課題となっている。</p> <p>発災時には、行政機関や獣医師会だけでなく、動物愛護団体による動物救護活動も活発に行われるようになってきている一方で、円滑な避難や救護のためには、飼い主における日頃からのしつけやワクチン接種等の適正な飼養管理が非常に重要である。</p> <p>平成30年3月には、飼い主の責任によるペットとの同行避難を再確認した「人とペットの災害対策ガイドライン」を作成した。ペットを連れた防災訓練の実施等により、引き続き、地域の特性に応じた平常時の準備、動物取扱業者や飼い主等への避難対策の周知等、必要な体制の整備を推進する。</p> <p>都道府県以外の地方公共団体においても、地域防災計画等における動物の取扱い等に関する位置づけが明確化されるよう促すとともに、地域の実情に応じて、ペットの一時預りや、ペット連れ被災者に対する避難所、応急仮設住宅、復興住宅等での対応が適切に行われるよう、既存施設の活用や施設整備を含め、必要な体制整備を推進する。</p>	<p>ア めざす方向 行政、関係団体等が連携し、動物に関する災害時の危機管理体制が整備されています。</p> <p>イ 現状と課題 東日本大震災等の経験から、行政が災害時対策をどのように講ずるかは、動物愛護の観点だけでなく、被災者である飼い主の避難を支援し、放浪動物*による人への危害防止や生活環境保全の観点からも重要な課題と認識されています。とりわけ、被災地に残された動物の救護活動や餌の確保、特定動物の逸走措置などが、行政や獣医師会等の関係団体の連携協力のもとに、迅速、安全かつ適切に行われるよう、あらかじめ災害時の体制を整備しておく必要があります。県では、災害時の動物救護活動を円滑に行うため、平成24年4月に獣医師会、(公財)動物愛護管理センター及び三重県の三者間で、災害時における動物救護活動に関する協定を締結しましたが、今後は、市町と獣医師会との協定締結を含め、具体的な危機管理体制について検討する必要があります。</p> <p>ウ 平成30年度末での行動目標 目標項目 獣医師会と災害時における動物救護活動に関する協定を締結した市町数 目標値の考え方 市町 29市町 すべての市町と獣医師会との協定締結をめざします。</p> <p>エ 県の取組 災害時の危機管理体制の整備 ・ 災害時の連絡網の整備や多数の動物を飼養する施設や個人の把握を行います。 ・ 獣医師会等の関係団体と連携し、放浪動物や負傷動物の救護体制を整備します。 ・ 飼い主責任を基本とした同行避難*を想定し、市町、獣医師会等の関係団体等との連携により災害時の体制を整備します。 ・ 他府県との広域的な連携体制について検討します。</p> <p>ペットに関する防災対策の普及啓発 ペット*の飼い主が平常時から備えるべき対策や飼い主責任を基本とした同行避難について県民に啓発するため、「ペットに関する防災対策ガイドライン」を策定し、普及に努めます。</p> <p>災害時対策の拠点 災害時対策の拠点として、動物愛護管理センターを位置付けるとともに、これを活用した関係団体との協力体制を構築します。</p> <p>オ 他の取組主体の役割 県民 ・ ペットの飼い主は、同行避難することを想定して、平時からペットのしつけや健康管理を行うとともに、飼い主の連絡先を記載した迷子札等の装着、水、餌等のペット用避難用品等の備</p>	<p>○10年後の目指す姿 ・主目標 特定動物を含む動物が適正に飼養されることにより周辺環境の保全と動物による危害や迷惑問題が防止されているとともに、災害時の備えが十分にできています。 ・従目標 防災訓練の実施等により、災害時の備えが十分にできています。</p> <p>○5年後の目指す姿 ・主目標 ペットの防災時の備えをしている人の率 ・従目標</p>	<p>獣医師と災害時における動物救護活動に関する協定を締結した市町数</p>	

		<p>産業動物等、ペット以外の動物の災害対策についても、関係省庁間の連携・情報共有を図りつつ、対応を推進する。</p>	<p>産業動物の ところから移動</p>	<p>とともに、飼い主の連絡元を記載した迷子札の着用、小、四日市のペット用避難用品の市備に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所においては、指定された場所で管理するなどペットの飼育ルールを守り、ペットを適切に管理するよう努めます。</li> </ul> <p><b>動物愛護推進員</b> ペットに関する防災対策の普及啓発、災害時における放浪動物や負傷動物の救護活動など、県等が行う災害時対策に協力するよう努めます。</p> <p><b>動物取扱業者</b> 災害時における動物の健康と安全を確保するとともに、人への危害を防止するため、平時から従事者の連絡体制や動物の逸走時の捕獲体制の整備、動物の避難方法の確立、餌の備蓄等の対策を講じるよう努めます。</p> <p><b>関係団体</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時に救護された放浪動物や負傷動物の飼養管理、一時預かり等の活動に協力するよう努めます。</li> <li>・ 獣医師会は、行政と連携し、災害時の危機管理体制の整備を行います</li> </ul> <p><b>関係機関</b> 動物の逸走による人への危害を防止するため、災害時の危機管理体制の整備に努めます。</p> <p><b>四日市市、市町</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時にペットと同行避難する避難者の受入体制について検討するよう努めます。</li> <li>・ 県と連携し、ペットの防災対策に関する普及啓発を行うとともに、災害時における放浪動物や負傷動物の救護活動などを行います。</li> </ul>			<p>災害対策啓発講習等の実施数 獣医師会と災害時における動物救護活動に関する協定を締結した市町数</p>
		<p>動物の愛護及び管理を推進するためには、広く国民が適正飼養等について正しい知識と理解を持つことが重要であり、動物愛護推進員や関係団体と連携し、一層の普及啓発を推進する。</p>	<p>前回の基本指針とほぼ同じ</p>	<p><b>ア めざす方向</b> さまざまな主体による動物愛護管理に関する普及啓発活動が活発に行われています。</p> <p><b>イ 現状と課題</b> 動物愛護管理を推進するためには、動物を愛護する心を育成するとともに、広く県民が動物に関する正しい知識を持ち、動物を適正に管理することが必要です。 これまで、特に将来を担う子どもたちを対象に動物愛護に関する絵・ポスターの募集や動物愛護教室等の開催を通して動物愛護管理の普及啓発を行ってきましたが、より多くの県民の皆さんの理解が深まるよう、今後、獣医師会等の関係団体、動物愛護推進員及び関係機関と連携し、より効果的な普及啓発等について取り組んでいく必要があります。</p>			

3さまざまな主体との協創の取組	(1)普及啓発・多様な主体との相互理解の推進・再掲	動物を見せることや動物と触れ合うことを目的とした、動物の展示利用(学校での飼育を含む)については、多種多様な利用形態ごとに意義を整理するとともに、その効用・効果と動物の健康及び安全の確保等への配慮の双方の観点から、展示利用における動物の取扱いに関する基本的な考え方を整理・検討する。	<p>ウ 平成30年度末での行動目標</p> <p>動物愛護教室等の受講者数 現状値から毎年度100人程度、受講者を増やすことをめざします。</p> <p>エ 県の取組 動物愛護管理に関する情報の提供 各種広報媒体を活用した、より効果的な普及啓発方法について検討し、動物愛護管理に関する情報提供を行います。特に、犬・猫の引取り数・殺処分数の減少のために重要な終生飼養や適切な繁殖制限等について、積極的に広報します。</p> <p>動物愛護教室等の実施 ・獣医師会等の関係団体、動物愛護推進員及び関係機関と連携するとともに、動物愛護管理に関する学習プログラムについて検討し、動物愛護教室等の取組をより一層充実します。 ・動物の命について学ぶ機会とするため、と畜場で家畜が食肉となる工程などの見学会を開催します。</p> <p>動物愛護週間行事の充実 ・引き続き、小中学校を対象とした動物愛護に関する絵・ポスター募集を行い、絵やポスターを描くことや県内各所に展示された作品を見ることを通して、動物愛護の意識を高めます。また、小中学校へのアンケート調査等により、より効果的な普及啓発方法について検討し、取り組みます。 ・関係団体や動物愛護推進員と連携し、さまざまな主体との共催による動物愛護週間行事のあり方について検討し、取組を充実します。</p>	動物愛護教室等の受講者数	<p>○10年後の目指す姿</p> <p>・主目標 動物愛護に関してさまざまな主体と協創できるよう、人材育成を含めた適正な環境ができています。</p> <p>・従目標 さまざまな主体との連携による普及啓発活動が活発に行われることにより動物愛護について理解が醸成されています。</p>
		<p>社会規範としての動物の愛護及び管理に関する考え方や動物の取扱いに関する行為規範について、その整理と意識醸成に向けた取組が必要であり、幅広い関係主体の参画による議論を活性化しつつ、中長期的に検討していく。</p>	<p>オ 他の取組主体の役割</p> <p>県民 家族で動物の命や動物との接し方について話し合い、動物にふれあう機会を持つなどして、動物を愛護する心の育成に努めます。</p> <p>動物愛護推進員、関係団体、関係機関、四日市市、市町 県と連携し、動物愛護管理に関する普及啓発、動物愛護週間行事等を実施します。</p>		<p>○5年後の目指す姿</p> <p>・主目標 さまざまな主体との連携による動物普及活動への参加者数</p> <p>・従目標 動物愛護ポスターへの参加校(率) 動物愛護教室等への参加者数</p>
	<p>改正法により、動物愛護管理担当職員については、条例で「置くことができる」から「置くこと。(中核市等はできる規定。)」とされ、動物愛護推進員についても、「委嘱することができる」から、「委嘱するよう努めること。」とされた。引き続き、関係地方公共団体等における協議会の設置や動物愛護推進員の委嘱等について、推進を図る。</p>	追加	<p>ア めざす方向</p> <p>地域において動物愛護推進員や関係団体が積極的に活動しています。</p>	動物愛護教室等の受講者数	<p>○10年後の目指す姿</p> <p>・主目標 動物愛護に関してさまざまな主体と協創できるよう、人材育成を含めた</p>
<p>国は、地方公共団体の動物愛護管理担当職員に対し、動物虐待等の該当性についての客観的な判断や関係者への適切かつ効果的な監視・指導を行うために必要な研修等の実施を通じ、専門的な知識や技術の習得に対する支援を行う。</p>	追加	<p>イ 現状と課題</p> <p>個人の価値観や生活様式が多様化し、地域社会における人と人の結びつきが希薄になる中、動物に起因する地域内でのトラブルも発生しています。人と動物が安全・快適に共生できる社会の実現のためには、地域における動物に起因する問題について、その地域全体で考え、解決に向けて取り組むとともに、地域において動物愛護管理の推進に取り組む人材を育成することが求められています。</p>			
<p>国及び関係地方公共団体等における官民の連携事業の推進により、普及啓発教材の作成・配布や各種研修会・講演会の開催等を通じて、適正飼養に関する専門的な知識及び技能等を保持する人材の育成を図る。</p>	追加	<p>ウ 平成30年度末での行動目標</p> <p>目標項目 地域における動物愛護推進員の年間総活動回数 目標値の考え方 動物愛護推進員が一人あたり10回程度活動することをめざします。</p>			

	(2)人材育成	<p>動物虐待等の該当性についての客観的な判断に資するよう、国内における遺棄、虐待の罰則の適用状況及び具体的事例等の集積を行うとともに、それらの分析・評価を進める。</p> <p>追加(調査研究の推進)</p>	<p>エ 県の取組 動物愛護推進員等の活動への支援 動物愛護推進員や関係団体が、地域において、より活発な活動が行うことができるよう支援します。</p> <p>地域における問題解決の支援 ・市町及び関係団体と連携し、地域で発生した動物に起因する問題の解決に向けた助言などの支援を行います。 ・市町と連携し、自治会や学校区などの単位で、動物の適正飼養等に関する講習や動物との接し方についての啓発を行います。</p> <p>動物愛護管理に携わる人材の育成 研修会の開催など、動物愛護管理の推進に取り組む人材の育成に努めます。</p>		地域における動物愛護推進員の年間総活動回数	<p>適正な環境ができています。 ・従目標 啓発等により、動物愛護管理担当職員、動物愛護推進員が活躍できています。</p> <p>○5年後の目指す姿 ・主目標 さまざまな主体との連携による動物普及活動への参加者数 ・従目標 動物愛護管理担当職員への研修実施回数 動物愛護管理担当職員への研修参加数 動物愛護推進員の委嘱数 動物愛護推進員の活動数</p>
	(1)動物取扱業の適正化	<p>動物取扱業者の更なる適正化のため、現行登録制度の遵守に加え、遵守基準の具体化や勧告・命令の権限強化等、新たな規制の着実な運用を図る。</p> <p>追加</p>	<p>ア めざす方向 動物取扱業者による適正な動物の取扱いが行われています。</p> <p>イ 現状と課題 飼養管理が不適正な繁殖業者が依然として見られるなど、動物取扱業者による不適正飼養の実態があることから、動物愛護管理法の改正により、幼齢の犬や猫の販売・展示の禁止、動物を販売する際の現物確認・対面説明の義務化、第二種動物取扱業の届出制度の導入など、動物取扱業者に対する規制が強化されました。 このことから、現行の登録制度の遵守に加え、動物愛護管理法の改正に伴う新たな規制の着実な運用を図る必要があります。</p> <p>ウ 平成30年度末での行動目標</p> <p>目標項目 動物取扱業者による動物愛護管理法違反 目標値の考え方 動物取扱業者による適正な動物の取扱いを促進し、動物愛護管理法違反件数0件の維持をめざします。 動物愛護管理法の規定により罰金以上の刑に処せられること。</p> <p>エ 県の取組 動物取扱業への監視指導 動物取扱業者に対する監視指導を実施し、新たな規制の着実な運用を図ります。</p> <p>動物取扱業者による適正な動物の取扱いの促進 動物取扱責任者研修*において、関係法令等に基づく遵守事項の徹底を図り、適正な動物の取扱いを促進します。</p>		動物取扱業者による動物愛護管理法違反件数	<p>○10年後の目指す姿 ・主目標 動物取扱業者、産業動物を取扱う方、実験動物を取扱う方が適正に動物を取り扱っています ・従目標 啓発や監視・指導等により、動物取扱業者が適正に動物を取り扱っています。</p> <p>○5年後の目指す姿 ・主目標 動物取扱業者等による動物愛護管理法違反件数 ・従目標 動物取扱業者の動物愛護管理の取組</p>

		<p>動物取扱業者や事業者団体が社会において果たすべき役割を自ら考え、優良な動物取扱業者の育成及び業界全体の資質の向上を図るようその主体的な取組を促進する。</p>	<p>追加</p> <p>オ 他の取組主体の役割 県民 動物取扱業の利用にあたっては、動物愛護管理法に基づく登録を受けているかなど、適正な動物の取扱いがなされているか確認するよう努めます。</p> <p>動物取扱業者 動物の取扱い等にあたっては、関係法令等を遵守し、飼養・保管する動物及び飼養施設の適正管理を行います。</p> <p>四日市市 動物取扱業者に対する監視指導を実施し、新たな規制の着実な運用を図るとともに、動物取扱責任者研修において、関係法令等に基づく遵守事項の徹底を図り、適正な動物の取扱いを促進します。</p>		<p>動物取扱業者の動変法等の自然率 動物取扱施設への監視数</p>
3その他		<p>実験動物の飼養保管等基準等の遵守状況については、平成25年に「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」の内容を改正し、遵守状況の点検、その結果の公表、可能な限りの外部機関等による検証の実施について位置づけを行っている。平成 29 年には実験動物飼養保管等基準解説書研究会による「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準の解説」を作成し、関係機関等に周知を行ってきた。</p>	<p>前回の修正</p> <p>ア めざす方向 実験動物、産業動物等の適正な取扱いに関する普及啓発が進んでいます。</p> <p>イ 現状と課題 実験動物の飼養及び科学上の利用にあたっては、実験動物の取扱いの基本的考え方である</p>		

		<p>引き続き、関係省庁等と連携しながら、「3Rの原則」(代替法の活用: Replacement、使用数の削減: Reduction、苦痛の軽減: Refinement)、飼養保管等基準の周知及び基準遵守の関係機関への徹底を進めるとともに、国民に向けて、分かりやすい情報発信を行う。 当該基準の遵守状況について、定期的な実態把握を行い、適切な方法により公表すること。</p>	<p>前回の修正</p>	<p>実験動物の飼養及び行子上の利用にめづつは、実験動物の取扱いの基準的考え方である「3Rの原則」(代替法の活用: Replacement、使用数の削減: Reduction、苦痛の軽減: Refinement)を守り、より透明性を高める必要があります。 また、肉や皮革等を産業に利用するために飼養される産業動物についても、動物の愛護管理に配慮した取扱いが行われる必要があります。 さらに、盲導犬などの身体障害者補助犬*や警察犬のように、さまざまな能力を人のために活用する目的で飼養される使役動物の適正な取扱いについて、周囲の人の理解が十分に得られるよう普及啓発を図る必要があります。</p> <p>ウ 平成30年度末での行動目標</p> <p>目標項目 実験動物等の適正な取扱いに関する説明会等の開催回数 目標値の考え方 実験動物等の取扱者等に対し、北勢、中勢、南勢・東紀州の各地域で3回以上、開催することをめざします。</p> <p>エ 県の取組 ・ホームページ等により、実験動物や産業動物等の適正な取扱いに関する普及啓発を行います。 ・県内の動物実験施設に対して、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」を周知します。 ・関係部局等と連携し、産業動物を取り扱う関係機関及び飼養者に「産業動物の飼養及び保管に関する基準」を周知します。 ・身体障害者補助犬への対応や接し方等への理解を深めるための普及啓発を行います。</p> <p>オ 他の取組主体の役割 県民 実験動物、産業動物等への理解を深め、動物の命に対する感謝の心を育みます。</p>			
	<p>(2)実験動物・産業動物の適正な取扱いの推進</p>	<p>改正法附則において、以下の事項が盛り込まれたことから、関係省庁と連携し、現行の体制である機関管理体制(自主管理体制)についてレビューを行い、その結果を踏まえて、必要な検討を行うこと。実験動物を取り扱う者等による実験動物の飼養保管状況を勘案し、これらの者を動物取扱業者に追加すること、その他これらの者による適正な動物の飼養保管のための施策の在り方について検討を加えること。代替法の活用、使用数の削減等による動物の適正な利用の在り方について検討を加えること。</p>	<p>追加</p>	<p>関係団体 県に協力し、実験動物、産業動物等の果たす役割、取扱いの実態について普及啓発を行います。</p> <p>関係機関 ・実験動物を取り扱う研究機関は、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」を遵守した実験の実施に努めます。 ・産業動物の飼養者等は、「産業動物の飼養及び保管に関する基準」に沿った適正な飼養に努めます。</p> <p>四日市市 県と連携し、実験動物、産業動物等の果たす役割、取扱いの実態について普及啓発を行います。</p>		<p>実験動物等の適正な取扱いに関する説明会等の開催回数</p>	<p>○10年後の目指す姿 ・主目標 動物取扱業者、産業動物を取扱う方、実験動物を取扱う方が適正に動物を取り扱っています。 ・従目標 啓発等により、産業動物を取扱う方、実験動物を取扱う方が適正に動物を取り扱っています。</p> <p>○5年後の目指す姿 ・主目標 動物取扱業者等による動物愛護管理法違反件数 ・従目標 実験動物等の適正な取扱いに関する説明会等の実施数</p>
		<p>我が国も加盟する国際獣疫事務局(OIE)において、アニマルウェルフェアに関する勧告が順次採択されており、アニマルウェルフェアの考え方は国際的な広がりを見せている。日本においては、民間の取組により「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」が種毎に順次作成されている。国際的な動向、関係法令との整合性、我が国の実状等を踏まえ、産業動物の飼養等の在り方を検討し、必要に応じて「産業動物の飼養及び保管に関する基準」を見直す。</p>	<p>追加(産業動物)</p>				
		<p>関係省庁の協力を得ながら、動物愛護管理法及び産業動物の飼養保管基準の内容について周知、遵守の徹底について、効果的な方法を検討し、実施する。</p>	<p>追加(産業動物)</p>				